

宛られたる銀行は名指したる某銀行か又は他の銀行かに對して其支拂を爲すを得へきも銀行外の素人には之を仕拂ふ事を得ざるの効力を生ず故に悪漢ありて之を窃取し又は拾ひ取りて宛られたる銀行に向て其支拂を請求するも其銀行は之を支拂はず小切手を窃取するも其効なきを以て罪惡其跡を收むるは蓋し當然の結果とす茲に銀行と取引を有する者は當然の資産ある者なるを以て後難忽ち來る所の手形犯を取てするか如き愚をなさへし故に線引小切手は甚だ安全にして最も送金の場合に適當す我國の人士亦其使用を試むるもの漸次多きを加ふるが如し而して線引小切手に二種あり一を特別線引と云ひ一を一般線引と云ふ其名指銀行のある者は之を號けて特別線引と云ひ其銀行に限り支拂を受くる事を得へき者とす單に銀行御中と記入するものを一般線引とす此者は何れの銀行にても小手形を宛られたる銀行より支拂を受くることを得へきものとす一般線引は最も世に行はる斯の如く線引小切手は素人か直接に支拂を受る事を得ざるを以て一見不便なるか如しと雖も實際に於ては決して然らず例へば甲か乙より線引小切手を受取り其金額の現金を必要とする場合に於ては甲は其金高次の小

切手を自己の取引銀行に宛て線引小切手と共に通帳を付して之を銀行に送付せは銀行は右から左りへ線引小切手の金額を預金とし宛られたる普通の小切手を支拂ひ甲は毫も不便を感ずるをなし甲は假令取扱ひ最便なりと稱せらるゝ無記名式の普通小切手を受取るも其支拂を受け若くは之を預金とせんとせば之を銀行へ送付せざるを得ず單に一片の小切手の振出は纏手の勞のみ若し小切手にして有税なるも實に僅微の事のみ況んや我國に於ては小切手に税なし之を盜難紛失の憂に比すれば實に同日の論に非ざるなり而して銀行に於ては一般線引なれば直ちに宛られ銀行との交換にて決算を了し特別線引なれば之を名指銀行へ送り支拂を受け名指銀行と宛名銀行との間に交換所に於て之を決算す其便普通小切手と選ふへし而して其安全の點に於ては同日の論に非ず其使用の増加を見る宜なる哉

近時小切手紛失の場合には簡便なる取扱法を用ゆ請ふ一言せん小切手が紛失したる時は銀行に其記番號を通知し其支拂を差止むるを以て通例の手續とす然るに紛失の場合には其紛失小切手と同額の金額を要すること多きに由り別に通

知を爲さず直ちに新しき小切手を振出し其表面に「デューブリケイト」即ち重複と記し之を銀行に送り通知と引出とを一枚の小切手を以て兼て取引を結了す金高に差違あるときは後の小切手に前號若くは第何號無効と記入するも可なり方今文明國の人士は多く現金を懐にせず小切手帳を懐にするを通例とす故に住所又は居所より銀行へ到る途中豫め造り置きたる小切手の紛失したるときは直に銀行に到り重複小切手を造りて通知と引出とを兼ね取引を結了す若し又他人若くは小使小僧等か途中にて失ふたるときは速かに銀行に通知す銀行此通知を受けるときは直ちに紛失臺帳に記入し紛失表に追加して出納方に之を知らしむ後段の事は我國に於ても既に行はるゝ所なりと雖も前段重複の二字を記入する事は未だ其例を見ず事頗る簡單にして事に害なし亦一考の値なしとせず

又紛失小切手を通知前に支拂ひたる時は英國に於ては指圖式なれば銀行の責任なれども無記名式なれば何等の責任なし無記名式の場合に於て贗造變造過振等に非ざる以上は銀行は其支拂に躊躇するを要せず而して紛失者に就ては紙幣を失ひしと同様なり尤通知あれば別段なり米國に於ては指圖式も無記名式も概

ね署名の鑑合を要す

又茲に一種の濫用は一人にて多數の銀行と取引する者が故意に甲銀行に宛たる過振小切手を以て乙銀行に預金を爲し甲乙間に決算を了するまでに甲に拂込をなし其間の日歩を貪らむとする事なきを保せず是れ當坐勘定に利子を付せざるに至れば直ちに消滅すへきの弊なりと雖も我國の情況未だ劇かに之を止むること能はず米國の信託會社は預け入より三十日間に引出す預金には利子を付せずと規定するもの多し今是等を斟酌して例へは當坐勘定には預け入の七日目より利子を付すと云ふ如き事とせば或は然らん斯の如きは不渡小切手の因となり小切手の通用を障害するの虞あるを以て其發生を豫防するの要あり

小切手の使用は實に廣大なるものにして驚くへき度に達す然るに其所持人は振出人が之に應ずるの資金を銀行に有するや否やは之を知らず又知るに由しなきこと多し故に保證小切手なるもの起りて小切手を宛てられたる銀行は其の振出人は確かに之に應ずる預金を其銀行に保有すると云ふ事を保證す故に一見甚だ確實なるか如しと雖も銀行の取扱如何に依りては外見の如く確實なる能はず

例へば甲が乙に支拂ふべき千圓の小切手を振出し銀行之を保證するも是と同時に銀行か甲と契約して其預金を千圓丈割きて特別預りとするは其保證は實に確實なるへしと雖も銀行斯の如き取扱を爲さず而して甲は其後丙に對し千圓の小切手を振出し之に對して保證を依頼せず銀行は前の千圓の小切手に留意せず後の千圓の小切手を支拂ふことなきを保せず然るに前の千圓の小切手は保證付なるを以て流通能く後の小切手の支拂の後に前の小切手の呈示を見るなきを得ず果して然らば其保證は大に依頼すべきものと云ふを得ず實際に於ては銀行も相應の注意をなし其實を擧ぐるに努むへしと雖も名稱の如く確實なりと云ふを得ざる場合なしとせず

小切手の効用は更に莫大なるものなり然れども手形の場合と異なることなく利器は即ち利器なりと雖も亦危険なきを得ず其危険は勉強と智力とを以て之を防かざるを得ず只茲に注意すべきは鐵が出来れば鐵が出来る甲鐵艦が出来れば三十三サンラの砲が出来る如く侵害力が防禦力に勝つを通例とす故に寸毫も油断するを得ず世俗に所謂油断大敵とは實に至言と云はざるを得ず

小切手の効用は斯の如く夫れ大なりと雖も近時は是すら其使用を減じ商買中交互計算ある者は其貸借勘定を一週間若くは二週間に取纏め之を銀行に送り帳簿の記入替にて決算をなし益々銀行の効用を大にするの傾向あり商買間に銀行を異にする場合にも銀行にさへ「*コルレス*」の關係あれば何事なく商買を助け決算を了する事を得るは容易の業なり近時白耳義に於ては此交互貸借勘定を全國の郵便貯金に適用し貯金者相互の貸借を媒介し現金の出納を省略し帳簿の記入替を以て其用を辨するの道を開けり經濟の道に依り民庶の利害を保全するの法盡せりと云つへし

手形、小切手の課税其當を得ざる時は其使用及流通を障害することなしとせず英國は一片貫通の特定税を以て天下に鳴る我國は手形は二錢の貫通にして而して小切手は無税なり其簡便なるは英を凌ぐものありと雖も同一効用のものにして税の有無あるは又以て間然する所なしと云ふを得ず

爲替訴訟も亦出來得るだけ單純にするを要す爲替訴訟にして煩密に失するときは手形の流通に遲鈍を來す往者復た云ふを要せずと雖も昔日は中裁裁判なる

ものありて手形事件起れば即ち他の事件を止め多くの事件中より手形事件を抜き先づ之を裁判せり所謂中抜裁判の號是より起れり方今民事訴訟法第四百九十六條に訴狀には爲替訴訟として訴る旨を掲ぐる事を要す訴の許すべきものあるときは直ちに口頭辯論の期日を定む口頭辯論の期日と訴狀送達との間には少くとも二十四時間を存することを要すとの規定あり立法の此事に注意する見るべきなり而して世運の進歩するに従て爲替訴訟の爲め成るべく便利を與へ以て敏捷に事を判するの必要を増すや疑を容れざるなり

第十項 營業準備

割引貸付預金等に就ては粗々之を論究せり故に今一步を進めて銀行の營業準備は之を如何にすべきやを論究せん抑々營業準備取扱に二あり第一を集合法と云ひ一を分離法と云ふ前者は中央銀行の如き或中心に種々の銀行の準備を預け一の集合基金を構成し後者は各銀行が各自分離して其必要と思考する準備を蓄ふるものなり英吉利は第一の法を採り我國は第二の法を採る故に英吉利に於ては各銀行其手元には營業準備を所有せず其必要と思考する高を中央銀行に預入

る故に預金の引出に遭遇し日々の出入に不足を生ずる時は中央銀行の預金を引出して之に應せざるを得ず分離法に依れば各銀行が各々多少の準備金を有するを以て預金の引出の爲めに直ちに中央銀行の門を敲くを要せず二者の間互に得失ありと雖も單に金融上より論ずれば集合準備は之を分離法に比して其効力多しと云はざるを得ず何となれば中央銀行は各預入銀行の状況を鑑み全体に就て差支へなしと指定したる金額を貽し餘は之を市場に運轉すへければなり然りと雖も各銀行は毫も其手元に準備を有せざるを以て日常の出入上出者入者より多きとあれば假令僅少の高と雖も直ちに中央銀行に預金の引出を請求せざるを得ず市場預金の變動忽ち金融上の中堅たる中央銀行に影響するの弱點あり分離法に於ては各自準備を有するを以て平常に於て少しく共通の便を缺く觀なしとせずと雖も異常の事起るに際しては各銀行は暫時自己庫中の準備金を以て之を支へ中央銀行は其間に利子歩合を引上げ資金を呼び廻金の方法を講じ十分の用意を整へ靜かに先陣に聲援し事漸やく大なるに及んで始めて中陣の援軍を繰出す餘裕ありて陣法甚だ堅固なり二者各々得失なきに非すと雖も前者の敏滑なるは

後者の堅固なるに若かさるか如し曩に國庫豫備金の事を論ずるに當り之を各應に置くを非とし國庫に置くを是とせり其圓轉滑脱流通の自由なるは集合に若くものなし然りと雖も國庫豫備金と銀行準備は自ら其趣を異にし固より日を同ふして論すへきに非ざるなり彼の豫算中の豫備金の如きは歳計の平準に關係し徒らに其金額を増加するを得ずと雖も銀行營業準備の如きは國家の歳計に關せざるは勿論斷へて民庶の負擔に關せず而かも銀行事業は確實を尊ぶ殊に預金の如きは最も鄭重に之を保護せざるを得ず假令一時たりとも其支拂に故障を生ずるときは所謂千里の長堤蟻穴より壞るゝの喩に漏れず引出請求の洪水市場に漲り濁流滔々鐵壁尙之を支ふるを得ざるの勢を呈すへし故に事金融に關しては少々氣の利かぬ位の事は却て氣の利き過るに勝ることなしとせず我國は幸に準備分離法を取る進て其實を舉げ銀行界の市場の變動を感ずる微妙に過ぎざるを冀望して止まざるなり

銀行營業準備の主義此兩者を出です然らば則ち其準備金高は須く多るへきか又は少かる可きかの問題なきに非す元來銀行は活物にして準備の多少の如きは

實際問題に屬す須く多かるべく又は少額亦可なりと云ふ如きは所謂鑄型主義に屬し實際の効用なし抑々物の準備なるものは其性質危急の場合を支へ其力に據り難局を收むるを以て其目的とす故に其問題は金高の多少に非ずして寧ろ銀行全体の放資如何にありて不慮の引出に遭遇したる時は成べく速かに其需用に應じて回金に差支なきを期せざるを得ず預金の半額以上の引出に應ずるか如き巨額の準備を常に保有するは銀行として爲し能はざる所なり故に市場の情況如何を洞察し預金の種類を鑑別し緩急相應し集散其宜を得一面に於ては銀行の利益を失はす一面に於ては拂戻に差支なく債權者の利益を保護し市場の平穩を保たざるを得ず徒らに準備を多くし當然得へきの利益を失ふは營業の巧妙なるものと云ふを得ず又最小準備を置き爲めに債權者をして不安の念慮を生せしめ延て市場の信用に影響するか如き結果を生せしむるは甚た不可なり銀行準備の少きは利子歩合劇變の必要を生ず慎ますんはある可らず要は資金放下の方法を選ひ需用に應し回金の自由を失はざるに注意するにあり夫れ治法は得易く治人は得難し準備金の方法其宜しきを得るも當局の施設其宜を失ひ用意周到ならざるに

於ては決して有終の美を收むる事能はず宜しく慎重以て事に當るべきなり然りと雖も法亦其宜を得ずんは更に一層の困難を加ふ故に先づ易に就て其法を求め之に加ふるに人爲の注意を以てせば彼れ是れ相待て事初て全を得ん其得易きを捨て得難きを求め唯に事を當局の施設に待つは固より策の得たるものに非ざるなり

第十一項 資本の多寡

銀行資本の多寡に就ては種々の説あり而して世人の信する所往々誤謬なき能はず請ふ一言せん抑々銀行資本は寧ろ過少の憾あるも過多ならざるを要す其營業の巧拙より之を論ずれば資本は割合に少く事業は割合に大なるを巧とす資本多に失するときは割賦の爲めに巨額を要し勢ひ利率を高くし又は放資の選擇精なるを得ず利率高からん乎事業の進歩得て望む可らず商業隆盛銀行事業の發達を期すること能はざるなり固より銀行資本は須らく薄弱たるへしと云ふに非ず相應の資本は之を備へざるを得ざるは論なきのみ然れども方今繁榮の銀行は拂込資本は之を準備及積立金とし日常の出納は預金を以て之を經營するを通例と

財 政 と 金 融

第 十 章 銀 行

す故に資本の多きは準備及積立金積立金は確實なる證券に放資すの多を示し銀行の確實を證するものと云ふを得へし斯の如くなれば預金に支拂ふ所の利子歩合は割賦の歩合より低きを通例とするを以て銀行は貸付割引歩合を減少し得ると同時に放資の方法を精選することを得一面に於ては大に事業の發達を促し一面に於ては自家營業の基礎を固ふす寔に兩全の策なりとす其人爲を以て特更に利子歩合を低下するは素より不可なりと雖も方法其宜を得自然に其低下を見るは甚た佳良の結果と云はざるを得ず人爲を以て特更に之を上騰する素より不可なり由是觀之積立金を以て名義上の増資をなし又は資産勘定の餘裕を以て増資を爲すか如きは自ら信用を傷け且つ好て前陳の困難に陥るものと云はざるを得ざるなり抑々増資の必要は事業擴張し實際正當なる事業を補助するに資金の缺乏を感するに當り爲すべきの事にして積立金若しくは資産勘定の餘裕を以て株式を増加するか如きは營業資金を増加するに非ずして世に寸益なく一種の情弊にして偶々以て銀行の不利を醸すに過ぎざる耳普通商業銀行にして資本金の外巨額の預金を有する場合に於ては前陳の如く資本は比較的小額なりと雖も其營

融 金 と 政 財

業の擴張に差支なしと雖も勸業銀行及農工銀行の如く預金なき銀行に於ては其事業擴張の爲め勢ひ資本を大にせざるを得ざるへしとの説あるへしと雖も是れ亦一種の謬見たるに過ぎず抑々是等銀行の爲め債券發行上に特種の便宜を與へたるは其間甚麼の趣味を含有するや後に説く所あるへしと雖も抑々債券の利子は割賦の如く大ならず就中農工銀行の如きは株金の募集は其營業區域内にありと雖も債券は全國より之を募集するを得況や其親分たる勸業銀行の之に應ずるの道あるに於てをや其資金を得る債券に利ありて増株に利あらざる知るへき耳株金の拂込亦注意を要す現行法に依れば株金の拂込四分の一に至れば即ち會社の設立には差支へなく敢て満株となすを要せず只に之を要せざるのみならず多少拂込の餘地を存し擴張の爲め急に資金を要し若くは損失補填又は社務整理の爲め株主に大金を促すの便に供するは債權者の爲め担保力を蓄ふると同時に會社結局の安全の爲めに便宜なりとす然れども商法第二百十條には會社の資本は株金全額拂の後に非されば之が増株を爲すを得すと規定し株式の増加は満株の後に非されば之を許さざるものとせり是れ主として時弊を矯むる爲めと或

行 銀 章 十 第

一種の理論に基くものなるへしと雖も一時の弊を矯むるは一時の單行法を以てするを適當とし一般法を以て之を企圖するは立法の妙を得たるものと云ふを得す又満株に至れば之を優先株とし又は無記名株とし其上資金を要するときは新に資本を募集し普通の新株式を發行する事を得べく理論上敢て差支なしと雖も實際に於て新株の募集と舊株の拂込とは其難易孰れに有るや多辯を要せずして明かなり

第十二項 特立銀行及支店組織

銀行の擴張は成へく支店組織を以て之を爲すを便利とすと雖も然れども銀行尙幼稚にして當事者未だ學識經驗に富まざるに當ては支店の監督十分なるを得ず破綻之より生ずるの虞なしとせず目下文明諸國に於ては各種の事業大合併投合の傾向ありて銀行も特立組織より支店組織に移りつゝあり銀行の支店組織最も發達したるは蘇格蘭にして英倫に於ては晩近に至るまで其發達を見ず長く特立銀行の制を採り來れり是れ歴史に依て來る所のものありて一朝一夕の事に非ざるなり然れども晩近に至り一般の風潮に伴ひ英倫に於ても銀行の合併盛行

はれ支店組織の發達非常の勢を呈せり然りと雖も其支店組織を以て最も有名なる蘇格蘭に於ても當初其業に慣熟せず英倫より熟練者を招聘し僅かに其業を営むを得たり元來蘇人は其性質慎重にして慮り深く事を經驗に觀るの念に厚く最も銀行家たるに適す然るに當初に於ては尙前陳の如き事實を表はせり營事者未だ十分の經驗を積まざるに中り無謀に支店を擴張するは危險の極と云はざるを得ず我國既に經驗あり豈道を遠きに求むるを要せんや然れども支店組織の理論上特立法に優るは勿論にして其都鄙の間を聯絡するか如きは特立法の企て及ぶ所に非ざるなり例へば鹿兒島に一の銀行ありて東京にも一の銀行あり此等甲乙の銀行は全く獨立のものとせん而して鹿兒島に於ては金利七分にして東京に於ては五分なりとせば兩行にして本支店ならしめは直ちに東京より鹿兒島へ資金を回送し七分を以て運轉すへし然れども獨立銀行の場合に於ては鹿兒島の甲銀行より東京の乙銀行に回金を請ふと雖も乙銀行は確かに五分以上を得るに非ずんは之に應せず甲は之か爲めに一分以上二分以下の利益を得るに止まるを以て相互の間金融の疏通本店の場合の如く自由ならざるへし支店組織の便利なる固

より論を俟たずと雖も其困難なる亦前陳の如く我國國立銀行時代に於て銀行の破綻は多く支店より生したるも亦偶然に非ざるなり元來支店には嚴密なる制限的章程を與へ例へば貸付には確實なる擔保を要し地方屈指の資産家に非されば單純なる對人信用を許す可らず割引は確かなる裏書あるものを選択するを要す一人に對する取引高は支店使用の資金五分の一を超過す可らず等の條項を定め其事業を検束し據るべきの規矩標準を與て以て支店を支配せざるを得ず而して社長は例へば春秋或は臨時に巡廻し或は信任すべき監督者を巡廻せしめ支店が愈々章程及び訓令を遵守し其範圍に於て行動しつゝあるや否やを巡檢し日々詳細なる報告を徴するか如きは支店監督上最も必要の條項なり斯の如くして支店を支配せば本店は參謀本部の如く支店は各部隊の如く方面に依り事業の大小趣向を異にすも雖も命令の脈絡井然として亂れず本店は監督綱領を掌握し支店は依るべきの標準を得其任務を盡すに難からず近年倫敦紐育の如きに於ては數十數百の支店を有する銀行少しとせず蘇格蘭は三四十年前既に其域に達し今尙甚た盛なり而して英京及紐育の如きに至つては本店は銀行の業を營ます單に支配

財 政 と 金 融

監督のみをなし恰も「トラスト」の本部の如き状を呈す而して市内に二三十の支店を有する場合少しとせず遠近を問はず必要に應じて嚴密の監督を行ふ其組織の完然なる一端を揚ぐれば同建築物の二階若くは三階に本店あり第一階に支店あり之を支配する猶千里外の支店の如し歐人の分を守る凡そ斯の如し而して赤臘を切る邦人の及はざる所あり不動中の動動中の不動須らく掘すへきなり英倫と蘇格蘭とは同國中の方面の差違のみなりと雖も前陳の如き差違あるは殆ど邦人の了解に苦しむ所なるへしと雖も英國の兩部分に於ける人情の差異は史乘の結果にして其銀行發達の事蹟を異にするは法律亦預て力あり我國に於ては幸に支店の發達を妨ぐるの法律なく法律は合併法の如きありて寧ろ之を獎勵す英國に於て彼の有名なる獨占條款則ち英倫に於ては英倫銀行の特權の存在する間は六人以上の組合を以て請求拂の切手又は六ヶ月より短き期限の切手を發行する所の銀行を設立するを許さすとの規定ありて大銀行の發達を妨げ世の需用に依り已むを得ず小銀行陸續設立せられたり然るに其法蘇格蘭に及はず一大銀行設立せられ其發達するに従ひ支店を開設し事業の進歩上一行の能く之に當るを得

第 十 章 銀 行

さるに至り甫めて他の大銀行設立せられ其支店漸次に擴張し順を追て進行し新銀行の設立多年を隔て今日猶蘇格蘭は大銀行十行を有するに止まる而して一行にして百有余の支店を有する者稀なりとせず英倫に於ては英倫銀行の狹隘なる意見行はれ永く大銀行の發起を妨げたり然れども事業の發達に従ひ公衆は銀行の必要を感し其慮に乗して八百屋、仕立屋、小間物屋等陸續銀行事業を營み玉石を別つの暇なく多少の混雜を惹起し僅かに西曆千八百二十六年に至り前年の恐慌に鑑みる所ありて法律を改め倫敦を去る六十五哩外に於ては株式銀行を設立するを妨げずと規定し同千八百四十四年に至り始めて此制限を解けり我國に於ては固より斯の如きの制限なくして大銀行の設立は法律の獎勵する所にして公衆の歡迎する所なり人智の發達之に加はるに於ては支店組織の擴張期して待つべき耳茲に責任代理店と稱する一種の支店あり是れ白耳義中央銀行の試むる所にして實に良好なる結果を收め得たり其方法は國中の然るべき銀行と代理契約を締結し之に中央銀行より若干の資金を供給し前者の計算と責任とを以て割引に従事せしめ其の利潤の幾分を契約に依り例へば四分六分二分八分と云ふ如く双方

に分配する者なり而して万一其手形が不渡りとなりしときは其損失は割引をなせし銀行に歸し基金を供給したる銀行に及ばず畢竟責任代理店の名稱あるも此損失の責任を負ふに由る者なり元來中央銀行は廣く個人に向つて取引するを便利とせず然りと雖も資金に餘裕あれば之を運用し一は以て市場を調和し一は以て相當の利益を求めざるを得ず今中央銀行が地方有数の銀行を選択し其地方に資金を放下し自ら低利に甘し之をして其運用を掌らしめ其損失の責に當らしむるは所謂都鄙の聯絡を通じ中央銀行の強力なる資力と地方銀行の熟練と債務者に近接なるとの利便を併せ長短相償ふの方法にして非常の効用ある者なり此方は久しく學者間の唱道する所なりしと雖も率先之を實行せしは白耳義の中央銀行にして非常の好果を收め近年に於ては責任代理店の割引高却て本店より多額となれり而して此事たる中央銀行と地方銀行との間に限らず大銀行と小銀行との間に之を實行するを妨げず我國に於ては之に恰當する場合二つあり第一は日本銀行が正金銀行を利用して其割引したる外國手形を再割引し不渡の場合に於ては正金銀行其損失を負担し日本銀行は二分の低率にて再割引をなすことは

れなり是れは一面に於ては外國貿易の發達を獎勵し一面に於ては正貨準備の維持を圖るに外ならず世に誤て日本銀行の正金銀行に對する低利と稱するもの即ち是なり世往々斯の如き誤聞なきを得ず所謂妖物の正躰是れ枯尾花にして焉を知らん其所謂低利貸付なるものは責任代理契約の一種ならんとは第二は勸業銀行農工銀行間の代理貸付是れなり勸業銀行は所謂中央機關にして在地方の小土地を抵當とし貸付を爲すに便ならず故に該行は主として開墾事業殖林事業の如き纏りたるものに對して貸付を爲し其澤小農に及び難さの感なしとせず故に資金を農工銀行に融通し其責任を以て小農の爲め合法に貸付を爲し利益は之を適宜双方に分配す(三十三年法律四十號參照)是れ亦白耳義の例に倣ふものにして徐々として行はれ目下増加しつゝあり

方今我國の實例は此二者に止まると雖も事物の關係其宜しきを得大小機關の長短を補ふものなるを以て成るべく擴張を計るを好しとす勿論斯の如き關係は勸業銀行と農工銀行との如く純然たる中央機關と地方機關との間のみに限らず大小の銀行間適宜に出來得べき事にして又法律の力を籍るを要せず一片の契約能

を保有し「フイリエ」は之を乙へ送附す乙は又丙に壹萬千圓にて賣渡す時は同一の事を小札に記入して之を切取り順々に賣渡人の手元に代價譲受人月日等を記したる小札一枚を残して漸次「フイリエ」を最後の買受人に交付す而して清算所の清算日は通例「フイリエ」の發行より六日目なるを以て其期限到達したるときは甲乙丙は其保有せし小札丁は「フイリエ」に丙より代價九百圓にて買受けたる旨を裏書し代價を添へて之を清算所に送付す清算所は其小札及「フイリエ」の記入に依り甲乙は受取勘定を有し丙は損失の拂込を要するを知るを以て其出金を促し丙は小札と共に損金を拂込むを通例とす丁の拂込の九千圓と丙の拂込との二千圓にて甲に貨物の代價一萬五百圓乙に其賣買益金五百圓を支拂ひ一萬一千圓にて取引を結了す果して然らば三萬五百圓を要せず一萬一千圓にて同額の取引を爲すを得取引の安全なると共に貨幣を節用する鮮少に非ず而して丁は代價の拂込と共に「フイリエ」の送付を爲し之と引換に倉荷證書を請求若くは其送付を受け之を以て倉庫より荷物を請取ることを得尙預け置かんとする時は在庫品は既に自己の所有に歸せしを以て倉荷證書は自己の名義を以て其儘之を清算所に預け而して

新たに「フイリエ」を發行するも可なり前例の如く甲乙丙丁買買關係人僅かに四人に過ぎざるも貨幣を節用する斯の如し然るに方今取引の盛なる同一物品にして百回百五十回の賣買轉帳を見ること少しとせず其効用の大なる知るべき耳然るに此機關の發達はに止まらず百尺竿頭更に一步を進め其間一の機關銀行を設くるときは毫も現金の授受を要せずして幾回の買買も容易に之を結了する事を得へし其所謂機關銀行は通例清算所と併立し清算所は勿論前記甲乙丙丁等の商人は孰れも此銀行と當坐勘定を開き過金は之に預入し不過金は小切手を宛て之を支辨す則ち前記の場合に於ては最後の買受人なる丁は此銀行に對する小切手にて九千圓を精算所に拂込み丙は二千圓の小切手を精算所に交附す然るときは精算所は是等の小切手の金高を右の銀行をして丙丁の勘定より自己の勘定に移記せしめ而して甲及乙に對しては其所要の金額を機關銀行宛小切手にて支拂を爲し甲乙は之を銀行に送り交換所の勘定より自己の勘定に移記せしめ毫厘の現金を要せずして巨萬の取引を爲すを得然るに又實際は小切手を用ゆるに及ばず丙丁は諸算所へ拂込むべき金額に對し銀行に移替命令を爲し銀行は之を精算所に

通知し精算所は甲乙の爲め移替命令を發し甲乙は移替の通知を得代金及利潤か自己の勘定に入りたるを知り別に手數を要せず賣買の回数愈多ければ現金使用の省略愈々多く物産交換は實に巧妙至便の機關と云はざるを得ず而して此方法は砂糖綿花等の如き物品に止らず株券の如き有價證券の賣買にも適用せられ其交換により大に貨幣を節用す現に本年即ち明治三十四年壹月の紐育取引所の有價證券取引高は八十六億三百七十五萬ドルにして決算の爲め現金を要せし高千二百二十五萬七千ドルに止り三月の取引高は六十九億六千百萬ドルにして現金は僅かに七百一萬九千ドル四月二十二日の取引高は十一億一千五百萬ドルなりしに現金の高は僅かに百七十萬八千九百ドルに止まれり實に驚くべきの結果と云はざるを得ず

第二は鐵道交換の事は是れなり是れ亦至便の方法にして貨幣の使用を節するため大なりと云つへし北米合衆國の如きは鐵道の最も發達せる國にして無數の線路幾多の會社間に連絡相通じ其關係の綿密なるを縫ふよりも細かにて其盛況誠に羨むべきものあり例へば紐育より鐵道の便を借らんとする者あらば其人の目

的地の何地たるを問はず苟くも鐵道の通じ居る處に行かんと欲せば假令他會社の領分と雖も其地に到るまでの通切符を購買することを得て線路の岐るる所にありても別に乗替を爲すの必要なく其儘目的地に達することを得故に諸會社間に無數の貸借勘定を構成す然るに一々其貸借勘定を授受するときは多數の手續と巨額の貨幣とを要するを以て其間に巧緻なる決算方法を設け互に其負債を相殺して非常の便宜を得之を鐵道交換とす我國に於ても鐵道事業の發達に伴ふて大に是等の便宜を開くの必要あり

第三は既に小切手の項に於て略陳せし如く晩近は交互計算ある商賈互に規約を定め相互に貸借の起る毎に小切手の受授を爲さす例へば一週間若くは貳週に其貸借勘定を取纏め之を銀行へ送り其預金の記入替にて取引を決算するの習慣を生せり是れ即ち交換の擴張なり左の商賈が一同銀行と取引するときは此事は實に容易に行はるべし又假令取引銀行を異にするも銀行間に「コルレス」の條約あらば銀行間の交換を以て容易に之を行ふを得べし

第四は爲替の項に於て論したるか如く國際の取引に於て甲地へ手形を宛つへ

きの場合に於て乙地へ宛て之を發し又は甲地へ支拂をなすに乙地宛の手形を用ゆるか如く倫敦の如き商業盛大なる所は殆んど世界の交換所たるの觀あり而して又茲に一種の怪力を顯はすものは彼の國際動産なりとす元來歐洲大陸間の大鐵道の株券債券又はエヂプトチューニス等の公債の如きは募集の當初より諸國の資本家が投機的に之に應募し世界の市場に於て能く見識られたる證券なるを以て是等は國際に資本を移すに最も便利なる器具なり其價格表は何れの市場に於ても行はれ金の必要あるときは何時にても甲國より之を乙國に賣り其代價に對して手形を發行し自由自在に國際の貸借を決算する事を得べく方今金融の便宜完備する實に驚くべきものあり

第十四項 利率

利率の市場に於けるは猶艦梶の船舶に於るが如く最も大切なる者にして其高低は市場の進行と方針とに關し重大なる關係を有し而も事人爲に出で自然を制するの力あり之を大にしては國運の進歩に關し之を小にしては個人の利害と銀行の損得とに係り殊に中央銀行の利率と一般市場利率との關係の如きは國家經

濟に重大なる影響を及ぼし實に容易ならざる結果を生ず請ふ少しく之を辨せん
 學術上大体の關係に於ては資本は之を固定と流動とに區分す而して市場直接の關係に於ては自然に「ビジネス、キャピタル」即ち事業資本及「バンキング、キャピタル」即ち銀行資本の二種に分離す利率にして高に失せん乎資本は自然に事業を離れて銀行に入り以て市場一般の進行を止め僅に現況を維持し靜停不動の狀を示し螻の將さに延んどし一縮其歩を止むるの狀を呈す之に反して其率低に失せん乎資本は滔々として銀行界より事業界に流出し其狀恰も給水大小の諸管より用水を流出し而して本流よりは却て給水池に送水の力を減するの狀を呈す尙近く取て之を例ふれば動脈を斷ちて之を結はす血液の流出を自由にし尙且つ靜脈を壓して血液の還歸を防ぐの類に屬す夫れ斯の如くにして生命を保たんと欲すと雖も豈得へけん哉故に利率は高からず低からず高低其中を得るを要す然らば其點は何れにある哉之を定むる一見甚だ困難なるか如しと雖も事需要供給の元則に依り標準自然表はるゝを以て之を制する甚だ易し則ち率高きに失すれば資金の銀行に入るもの多く銀行其處分に苦しみ低に過れば出るもの多くして銀行資

金の需用に應ずること能はず故に前者の場合に於ては銀行は自然に利率を降下せざるを得ず後者の場合に於ては自然に之を上騰せざるを得ざるなり斯の如く一昇一降其間資金の需用供給如何に依り經驗上自然に銀行自身の維持營利の爲め適當なる中點を發見し普通の注意能く操縦を誤らず利率の定め其宜を得る哉疑を容れず故に貨幣及銀行の制度其宜きを得其間何等人爲の故障を加ふる事なくんば利率は自然に適當なる點に定まるを通例とす然れども其間徒らに人爲を加へ自然に反し殊更に利率を上下せん乎市場或は充血し或は貧血し種々の病症を生ずるは數の免れ能はざる所なり

中央銀行の利率と市場の利率とは粗々同一なるを要す兩者の間に著しき徑庭あるに於ては甚しき不便を生ず就中前者が後者の下にありて後者融通を前者に求め之を公衆に貸付し其間に俗に所謂鞘取を爲し得るが如き餘地を存するとき後者は自己の預金等の取扱に注意せず只管ら前者に向て融通を請ひ營業全般に就き銀行相當の注意を缺き前者の鼻息を窺ふの弊を生ず又後者の利率が前者より低きときは前者が市場整理のため利率を引揚げ緊縮を試みんと欲するに反

し後者は割引貸付を自由にし甚しきに至りては投機熱を煽動するが如き事なしとせず慎まざるばある可らず故に歐洲諸國に於ては中央銀行の率は概ね市場率の上にありて只時ありて兩者の間に差違なきことを見ることあり英國の如きは上にある事を通例とし露國の如きは同率なること多し是に於て一見一は商國にして一は武國なるを知るを得へし市場の以て國情を寫す至妙なりと云ふへし獨逸の如きは既説の如く容易に中央銀行の率と他の發行銀行の率との間に差違を生ずるを許さず只或場合を限定し徹に中央銀行の率に比して他發行銀行率を低下するを許し以て中央銀行と他發行銀行との間に營業方針の背馳せざる事に注意す方今各國に於ては深く此點に留意し操縦概ね宜しきを得たるか如し我國に於ては制度の完美なる固より四海に冠絶すと雖も實際の操縦未だ遺憾なしと云ふを得ず

第十五項 恐慌

市場に恐慌あるは猶人体に疾病あるかごとく時に或は免れざる所なり苟くも其徴候の存するあり又は實際に破綻の發するあらは各々其原因を探究し豫防若

くは救治の策を施さざるを得ざるは論を俟たず元來恐慌なるものは之を人体に例ふれば神經統病患の如き素質あり劇發憂鬱各々其原因を異にすと雖も其應急手段に於ては殆ど一定の方法ありて先づ鎮壓劑を用ひざるを得ず則ち其初期に於ては銀行の利率を高め投機者流の跳梁跋扈を押へ附和雷同不辜無識の輩の深淵に陥るを救ひ不幸にして事破れ勢窮まり緩急を問ふの遑なく玉石共に碎くるの境遇に際しては中央銀行及其他の有力なる銀行は特に各會社各人に付き其確實なる哉否哉を探知し救ふべきは之を救ひ助く可らされは之を自然に放任し以て淘汰を施すの必要あり然らずんば百萬圓の資産を有する商賈と雖も一朝僅かに五萬圓十萬圓の負債の辨濟に差支へ倒産の否運に遭遇することなきを保せず若し銀行、保險會社等の如きものにして斯の如き不幸に陥るとあらん乎其影響の及ぶ所廣大にして事情紛糾收拾す可らざるの混亂を惹起すは之を史乘に徴し歴然として争ふ可らず故に不幸にして破綻の生ずることあらば中央銀行其他の大銀行は玉石を鑑別し利率は多少之を高ふするも大に門戸を開き其助くべきは之を助けざるを得ず其例證は普通銀行史等に材料滿々たるを以て復た之を茲に叟

々するを要せず

第十六項 銀行の破綻

銀行が恐慌其他外部より來る所の原因の爲め正に取るべきの手段を盡し爲すべきの事を爲し力屈し勢窮まりて終に支へず以て倒産の否運に陥るは恰も赴々たる武夫が亂軍の中に勇戦奮闘し衆寡敵せず終に斃るゝか如き慨ありて強ち無理ならず時に或は己を得ざる者なしとせすと雖も然れども銀行が外部の壓力に逢ふに非ずして全く内部の不始末甚しきに至りては不正行爲のため破るゝが如きは眞に寛假す可らざる事に屬す而して其原因役員が直接間接に種々の事業に關係し銀行の資本を使用し甚しきに至りては投機事業を試むるに至りては其都合なる殆ど之を命名するに由なし米國に於ては役員貸與の問題大に起り銀行の資金は一切之を役員に貸付く可らず又行員の手形は之を割引す可らずとの説起り廣く實況を調査せり幸に米國に於ては右の諸弊は實際其聲の如く大ならず其比例は銀行破綻總數の一割九分に止まりしを以て少しく禁止の聲燭を鎮め今後尙大に注意すへしとの論に歸着せり然るに不幸我國の經歷は破綻内より生ず

財 政 と 金 融

るもの多く殊に晩近の實況は大に戒めざるを得ざる者あり勿論我國銀行事業は之歐米諸國に比較し未だ幼稚にして或は恕すべきものなきに非ざるへしと雖も之を始に慎ますんは其終を全ふするを得ざるは天下の通理なり慎ますんはある可らず今哉銀行も株主及一般公衆も數回の經驗を經一回は一回よりも留意する所ありて今後は其面目を改むへしと雖も尙一層の注意を加へ我金融界をして速かに健康強大の地位に立たしめんこと冀望の至りに堪へす方今我國銀行界の振はざる人情の浮薄智識經驗の不足等種々其原因あるへしと雖も株主か株主たるの觀念を缺き會社に向て十分の監督を施さざるも亦其一大原因たらざるを得ず役員銀行に忠實たらざるを得ざるは勿論株主の注意監督を缺き輿論の制裁薄きは甚た不可なり爾後是等の點に鑑み層一層の注意を加へは庶幾くは誤なきに近からん乎又監督は保全の一方法として速かに彼の同盟預金保險の方法を設けは其効用實に偉大なるものあるは毫も疑を容れざるなり

第十七項 機關銀行

世に機關銀行と稱して或他の會社又は事業に附屬して設立したる銀行ありて

第 十 章 銀 行

我國に於ても一時事業勃興の際大に流行せり然れども其組織に就ては大に注意すべきものあり機關銀行にして之を機關として使用する所の會社又は事業と利害の關係を異にし役員は勿論株主と雖ども全く之を異にし獨立のものたらしめば其會社又は事業の利益の多少は銀行の利害に關係なく彼等の機關となり其出納を便にするは其隨意の行動に出で時に或は双方の便宜たるを得べしと雖も輓近流行したるもの、如く兩者の間表面其區劃を設くと雖も内部に於ては實際に之を區分するを得ず役員は勿論株主と雖も直接間接に同一なるが如きに至りては其利害の關係全く同一となり恰も主従の關係を生し主業たる會社又は事業が繁榮するときは従たる銀行も都合好く之に反して一朝主業不振を告げ若くは困危に陥るときは銀行普通の債權者の利害は之を顧みるに遑なく平日銀行の美名の下に公衆より收容したる所の預金の如きも擧て之を基礎傾斜して支ふ可らず破綻既に大にして復た纏縫す可らざる所の主業に投せざるを得ず其終を全ふする能はずして公衆の利益を害する怪むに足らざるなり畢竟斯の如きは資金の需用者たる事業と其供給者たる銀行を一緒に結び付けたるものにして需給の分を

質さず素質の別を混同したる者にして其根底に於て裕恕す可らざるの誤謬あり其終を全ふする能はざるは當然の數とす又何ぞ怪まん乎而して其甚しきに至りては貯蓄銀行を集金機關とし之を普通銀行に附屬せしむるに至れり機關銀行の濫用も茲に至りて極まれりと云ふべし元來貯蓄銀行は純然たる營利事業に非ずして細民中より零碎なる資金を集め堅固に之を保管し側ら瑣少の利子を附して貯蓄を保護奨励するの機關にして大に公共的の意味を有し寧ろ慈惠的の素質を帶ぶるは論を俟たず然るに前記の如く之を濫用し純然たる營業事業に屬する普通商業銀行の従者となり公共事業の美名を冒し其集收する所の資金を擧て主たる銀行に付し之を普通銀行事業に投するが如きは固より貯蓄を奨励する所以の道に非ず斯の如きは其罪惡管に羊頭を懸けて狗肉を賣るのみならず其狗肉に毒するものと云はざるを得ず語に曰く其本乱れて其末治るものならずと宜なる哉銀行の破綻斯の如きの貯蓄銀行に多し戒めずんばある可らず貯蓄預金の素質たる既に先陳の如し故に之に付するの利息輕微たらざるを得ざるは論なきのみ然るに實際に於ては其率の高き實に驚かざるを得ざるものなしとせず若し事實斯

の如きの奇觀を呈するに於ては非常の注意を以て之に對せざるを得ず果して然らん乎是れ主たる銀行が資金を要すること急にして従たる貯蓄銀行其本分を盡すに遅あらず是れ公衆の銀行思想幼稚なるに乘じ高利を以て預金を誘ふに依ずんばあらず又貯蓄銀行にして自ら資を永久固着の事業に投するか如きは甚だ不可なり然りと雖も實地又此事なきに非ず誠に之を當事者に問へば彼れ即ち曰く貯蓄預金の如き容易に引出すべきものに非ず故に多少資金の固定するも寧ろ其利益の厚さを尊ぶと是れ市場の變を知らざるものにして樂天主義も茲に至りて極まれりと云つべし一朝異常の取付に遭遇せば其困難に陥る知るべきのみ今哉我國の人士漸やく經驗を得復た斯の如き迂を學ばざるべしと雖も尙大に戒むべきものあり元來我國貯蓄銀行法は缺知する所多く却て當初は多少の特例の設けあり貯蓄銀行の實を保ちしと雖も種々の改正の爲め其特色を失ひ現行法には拂戻擔保供託の一事を存するのみにして此擔保と雖も尙此條例を以て株券の使用を許す是に於てか改善の説を生じ近來社會の一隅に監督を嚴にし預金の安全を計るの意味を以て貯蓄銀行法改正の必要を説く者起れり我國も漸次經驗を積み

來て徐るに右の如き正論の世に顯出するに至れるは實に邦家の爲め賀すべきの
一事たり古語に曰く深く之を信じ篤く之を行ふと然りと雖も廣く學はざれば深
く之を信ずるを得ず其信ずる所深からずんば焉ぞ能く其行に篤きを得ん哉須ら
く進で之を學ひ以て其改善を圖るべきなり

第十八項 信託會社

方今文明諸國に於ては國富大に増進し確實を旨とする資本の放下を要する者
年に増加し各種有價證券の性質効用及之に對する諸事業會社の關係等に付て手
廣き調査と専門の智識とを要する者頗多く又財産上法律に關係する事項頗繞密
となり其間個人の力を以てするを便とせず一種の組織の力を籍るを便とする者
亦少からず故に輒近此不便を救はんが爲め信託會社なる者大に起れり是當然の
勢にして自然の發達と云ふを得へし抑信託事業は我國に於て未だ實際に於て之
を見ずと雖既に法律の許す所と爲り正に興業銀行營業科目の一項なり故に今其
素質及職務に付て一言するは敢て無用の業に非るを信す請ふ少しく之を述へん
元來信託會社の素質は銀行に類似し預金を受けて之に利子を付すと雖も其預

財 政 と 金 融

第 十 章 銀 行

金の運轉は普通銀行より概ね短期にして其擔保物の選擇も一層深き注意をなし
預金の運轉は預金者の利害と會社の利害と混同せず會社の浮沈の爲め利害を預
金者に及ぼさざる事に注意す斯の如く信託會社は公衆の爲め預金を受取り銀行
事業を爲すと雖も割引事業には従事せず以て普通銀行との競争を避け是と同時に
に普通銀行の爲し得ざる事業にして公衆の爲め大に便利なる業務に従事す其事
項は第一死後財産取纏者(エキセキユートル)第貳幼者保護者(ガーデアアン)第三遺言
の信託者(ツラスチーランドル、ウイルス)第四癡狂者の委託者(コミチー、フール、イン
セイン、ボルソンス)第五不動産登記、賣買世話人及支配人第六抵當不動産管理人(ツラ
スチー、フール、コルボレート、モーゲーヂ其他是等に類似する所の世話人保護者と
なり其職務執行上には司法上の監督を受け其他依頼人の爲め金錢取纏を爲し之
を依頼人の爲め有益に投下す又我國には中央銀行の制ありて其必要なしと雖も
米國に於ては之なきが爲め地方の銀行は信託會社を利用し豫て其準備金を預け
置き都鄙の間の金融を圓滑にするの用に供す

輒近信託事業は非常の發達をなし合衆國の州中其設置を見るもの少らず殊に

紐育州の如きは最も盛大にして既に五十五會社の多に達し其内紐育市中に在るもの貳十九ブルクリンに在るもの九會社にして其他の十七會社は州中主要の地點に散在す而して其資本拂込額は三千四百八十五万ドル普通積立金五千四百五十五万六千三百六十六ドル割賦平等準備七百八十四万五千九百六十三ドル信託預金一億九千七百六十六万四千七百四十九ドル普通預金貳億六千九百五十一万九千五百九十九ドル西曆千八百九十九年一月一日の實況を有し實に盛大なるものなり其比較的新設にして最も有名なるものは紐育市の太西洋信託會社なり該社は目下資本金百五十万ドル積立金百万ドル預金八百七十万ドルを有す而して其總裁ランドルフ氏の如きは老練徳實なる人物にして能く公衆の望に副ひ公共のため便益を興ふること少なからず我國近年諸方面に於ける進歩既に著し然るに獨り信託事業に至りては未だ見るべきものなし然れども勢の趨く所數年を出ずして必らず其必要を生すべし凡そ事は其初を慎まざれば其末を全ふすること難し當初の施設其宜を得ざれば所謂惡因茲に成りて惡果を生ず信託事業の事亦方今研究を要すべきの事たる哉疑を容れず

第二款 農工信用

商業信用機關に就ては略ぼ之を陳述せり故に今一步を進めて農工に對する金融機關に論及せん抑々農工信用は商業信用とは大に其趣を異にし後者は所動に屬し前者は所靜に屬す而して農工商の三者は國家經濟上鼎足の勢をなし其長短を論ずるを得ず三者平行して鼎中の水甫めて其平準を保つを得へし然りと雖も其信用の長短に至りては固より同年の論に非ず農業に投する所の資本は容易に其還歸を見るを得ず其長期なるものは三十年以上に亘る者なしとせず例へば牧場の開設葡萄樹の培養の如き其投資より收入を得るに至るまで既に數年を要し其資本を償還するは更に數星霜を閱せざる可らず故に例へば資本千萬圓の銀行を起して一旦其全額を放下せば資金は土中に埋沈して更に貸付を増加して其事業を擴張するを得ず之を彼の商業手形の割引と比し固より同年の論に非ざるなり而して工業に對して主として株券拂込の爲め之を質として金融を得て以て拂込を全ふするの便宜を興ふる機關を要す例へば一會社の起るありて株金を募

集し四分の一の拂込を以て機關室を建て機械を据付け之を運轉して製造事業に従事し相當の利益を得たるを以て更に四分の一の拂込を爲し以て事業を擴張せむと欲するに當り株主をして盡く富有者たらしめは或は融通を求むるの必要なるべしと雖も株主にして盡く富有者たるを期するを得ず拂込の爲め融通を要するものなしとせず然らば則ち其四分の一拂込の株を質とし金融を得んと欲すと雖も商業銀行は既に論したる如く株式に對し容易に貸付を爲すこと能はず故に斯の如き場合に應ずる爲め特設の機關あるを便とす是れ即ち動産銀行にして我國に於て興業銀行と云ふもの即ち是れなり是れ亦其程度農業信用の如くならずと雖も資金の還歸商業手形割引の如く速かなるを得ず故に農工信用殊に農業信用に於ては一資本の停滯を解くを必要とす學術上「モビリティション」即ち解放と稱するもの是れなり請ふ少しく之を説かん

我國に於て農業信用特設の機關は勸業銀行農工銀行の二者なり今勸業銀行か其資本金千萬圓を貸付するとせば其還歸は長きは數十年其短きも尙數年の後にあるを以て其後更に千萬圓の借入を請ふ者あるも之に應ずる能はず斯の如き事

情に際會する時は債券を發行して資金を得之を貸付け以て農業の發達を圖り事業を擴張す其狀恰も曩に資金千萬圓を貸付け爲めに抵當としたる土地を債券に切替へたるの觀あるを以て之を解放と云ふ而して新貸付の抵當は法律の規定に依り固より大に之を選ざるを得ず斯の如く必要に應じ幾回となく前回の貸付の爲め得たる所の抵當に依り債券を發し以て資金を解放し農業の發達を補助し銀行の業務を擴張す農業信用の發達と其効用の如何は實に債券發行の難易如何にありて存す故に諸文明國に於ても大に勸業銀行の債券に注意し之に對し特別の利益を與へ殊に割増金付の債券を發行する事を許す徳義の一點より之を論すれば多少議論を免れざるべしと雖も國家全体の利益より之を論すれば固より有益のことたる哉疑を容れず故に皆此除外法を設く我國亦此例に倣ふ然りと雖も茲に注意すべきは其除外の理由なり元來特許なるものは特種の任務を帯びたる獨占的の機關にして特別の必要あるものに非れば決して之を付與すべきものに非ず若し夫れ之を競争の出來得べき普通の事業に與へん乎其弊害孰れの邊に達する哉計り知る可らず實に恐るべきの甚しきものあり其之を他に許さずして之を

勸業銀行に限る抑々亦故あるなり立法の注意實に深重なりと云ふへし
 勸業銀行は日本銀行が商業界の中央機關たるが如く主として農業界の中央機
 關にして日本銀行が他の商業銀行を卒ゆる如く勸業銀行も地方機關として農工
 銀行を卒ゆるして其關係は前者の場合より一層深密なり是れ其業体より生ずる
 自然の結果にして當然の事と云はざるを得ず元來商業界に於ては資金の運轉繁
 劇にして債權債務の關係が甲、乙、丙、丁、戊、己等の間に速かに移轉し再割引なれば手
 形貸付なれば之に對る相當なる擔保品は多く之を中央銀行其他の大銀行に占有
 若くは留置すへしと雖も勸業銀行の貸付は長期にして其抵當物は主として土地
 なるを以て抵當物の監視は之を其所在地の農工銀行に委託するを以て最も便利
 とす而して債券募集の如きは農工銀行は勸業銀行の爲り其標誘者となり又農工
 銀行の債券は地方債に就て論じたると同様の不便あるに反して勸業銀行に於て
 は多少の利益あるを以て自ら債券を發行し其代價を以て農工銀行の爲めに其債
 券を引受くることあるへし斯の如くして勸業銀行と農工銀行との關係は至極深
 密なるへくして其間殆ど親分子分の如き觀あり殊に我國に於ては曩に代理店組

織に付て論じたる如く農工銀行は勸業銀行の責任代理店として中央より資金を
 受取り自己の勘定を以て貸付を爲し其利益を分配するを以て其關係一層深密な
 り斯の如く中央機關と地方機關と關係深密にして頗る巧妙なるが如しと雖も農
 工銀行も其營業區域一府縣に涉り小村落の末に至るまで餘澤を得る能はざるの
 憾なしとせず故に尙其下に村落銀行と云ふ如き下級金融機關を設くるの必要あ
 り然れども是れは純然たる銀行よりは却て組合となすを適當とす或はライプア
 イゼンの土地同盟組合に則るも可なり其名稱如何は問ふ所に非すと雖も要は一
 村若くは數ヶ村を一團體とし其區域内にて農工銀行の下働を爲す所の機關を要
 す其資金は重に組合員の掛け金より成り其高が若干圓に纏りたるときは之を持
 分に組替ふるか又は掛金拂込人の望に依り拂戻の方法を併用し貸付事業と貯金
 事業とを併び行ひ一は以て農業の發達を補助し一は以て貯蓄を獎勵する亦可な
 らず哉而して掛金拂込には嚴重なる規約を設け遅延若くは不據の場合に於て利
 子を徴し拂込済の金は之を沒收する等種々の制裁を設くるを要す又此組合は農
 工銀行其他より其名義を以て資金を借入れ之を組合員に例へは其持分限り若く

は其倍數までを限り轉貸し相當なる抵當物を取り直ちに右から左へ其抵當物を農工銀行其他の債權者へ移すが如き方法を設くるときは大に農工銀行の事業を助け其徳澤小農に普及して遺憾なきに至るへし其方法は現行の組合法に少しく増補を加ふれば別に新法を要せざるへし今や我國高等金融の機關粗々定まる然れども斯の如きの下級金融の機關に就ては未だ遺憾なしと云ふを得ず進て社會經濟に注意し一は以て農業の發達を促し一は以て村民の貯蓄を奨励すべきなり村落に於て斯の如き下級金融機關を要すると同時に市街地殊に工業地方に於ても之に類似する機關の必要あり然れども都鄙自其情勢を異にし且つ前者に於ては人口常に移動し後者に於ては數代相傳し移動甚だ稀なり故に其情態に伴ふて下級金融機關の組織も其趣を異にせざるを得ず則ち前者に於ては組合員の利益が組合に附着したる財産と成らす成丈組合員の身体に附着し何時何地へ移轉するも差支なきを期せざるを得ず之に反して後者にありては利益は成べく組合の共同積立金又は基本財産の如く組合に附着するものと爲し組合員の身体に附着して賣買金融等に便利なるより寧ろ基本を養ひ永年に涉り漸次に生計の度を

三〇

増進するを好しとす約言すれば都會に於てはシユルツデイリツの方法に則り村落に於てはライフアイゼンの方法に則るを好しとす
興業銀行即ち動産銀行にありては其資本の停滯する事勸業銀行の如く甚しからずと雖も之を商業銀行に比して同日の論に非ず債券の力に依るに非ずんは決して其目的を達するを得ず既説の如く四分の一拂込の株券を發行して設立したる會社が事業を擴張する爲め第二の四分の一の拂込を請求したる場合に於ては株主が正當の手續に依り拂込の催告を受けたる時は之に應せざるを得ず然るに株主は固より拂込豫備金の如きものを有するものに非ず此場合に於ては多くは金融の必要を生ず然るときは其四分の一拂込の株券を興業銀行へ質入とし百圓株なれば一株に付二十五圓を借り拂込を爲せば立派に株主となるを得べく銀行も亦二十五圓を貸付して五十圓拂込の株券を質に取るを得るを以て會社をして相當なるものならしめは聊か差支を生ずることなく有益の放銀と云ふを得へし然りと雖も會社事業の如きは三五年にして其投資の全額を償還するが如き暴利あるものに非ず將に多數の歲月を假さざるを得ざるは必然の勢にして其利益を

四三二
 收めて新拂込の需要に應ずるを得ず其質に取りたる株券は無論濫りに賣却することを得ず假令之を爲すを得るも其價格は必ず低廉ならざるを得ず其資金を得るは必ず債券の力に依らざるを得ず然りと雖も興業銀行債券の發行は之を勸業銀行に比して少しく其情況を異にす則ち農業は之を工業に比して薄利なるを通例とす故に後者に於ては出來得る丈低利を以て債券を發行し低利の貸付を要すと雖も前者に於ては一時の浮沈甚しきものあるを免れずと雖も事業の擴張を要する時は概ね商況活潑なる時なるを以て少しく高利を以て債券の發行を爲し多少貸付歩合を高くするも妨げなきなり是れ後者の債券に特典ありて前者に於て之なき所以の一なり抑々是等の事は先進諸國の經驗と研究を積む所復た疑を容るの餘地を存せず緩急自ら其別ありて敢て之を犯すを得ず

抑々銀行事業の發達は各國其趣を異にし我國は之を先進諸國の例に鑑み發達の方針を特設銀行に取れり然るに銀行事業の最も發達したる英國は特設銀行法に依らず普通の銀行に於て「キャッシュ・レドット」即ち保證貸の如き方法を開き實際に於ては農業銀行工業銀行の業を併營す而して田舎の貯蓄銀行に於ても亦其代

用を爲すの例あり元來英倫は商業工亦盛なりと雖も英の工は商的工なりを主とするを以て殆ど其要なく隨て實例少し然れども蘇格蘭に於ては保證貸盛に行はる其實われは敢て名を慕ふを要せずと雖も分業法の美なる亦論なきのみ我國に於て特設銀行頗る其功を奏し今日にして勸業銀行及農工銀行なからん乎不動産抵當の貸付にして普通銀行に附着するもの一層多額にし大体に於て銀行事業一層不良の實況を示すは疑を容れず方今多少解放の實あるは特設銀行の効用なりと云ふを得へし他日興業銀行の設立ありて實際に其行動を見に至らば我銀行事業の面目を一新するに難からず然れども不幸其濫用を見るに於ては其害之なきに勝るものなしとせず豈慎まざるべけん哉元來興業銀行の目的は前記の如く主として工業發達の爲め株式の拂込を容易にし以て既成會社の事業の擴張幫助するにあり然るに若し之を以て不良會社の株式價格の維持に特効あるものとするが如きもあらば實に誤解の甚しきものにして大に戒めざるを得ず凡そ天下の災其末を誤るものは輕しと雖も其元を誤まるものは甚だ重し慎まざるを得ざるなり而して金融機關は猶運輸機關の如く單に汽車を以て之を爲す能はず汽船を以

て之を爲す能はず馬車、牛車、大八車、手車等之に添はざるを得ず大小の單艇亦之に伴はざるを得ざるなり而して各自其分を守り汽車は汽車たり汽船は汽船たらずんばある可らず其他大小の舟車亦然り抑々特設は分業を目的とす其分限を乱るに於ては分業の功なくして却て害あり何となれば事其目的に副はず業其組織に應せざればなり豈慎まざるへけん哉

四三四

財政と金融完

明治三拾四年九月十五日印刷
明治三拾四年九月十五日發行

財政と金融

定價金壹圓四拾錢

著 者 田 尻 稻 次 郎

發 行 者 兼 印 刷 所 森 山 章 之 丞



印 刷 所 熊 田 活 版 所

東京市神田區表神保町二番地

發 兌 元

東京市神田區表神保町二番地
(電話本局千五百三十九番)

同 文 館

關 西 大 賣 捌

大阪市東區備後町四丁目七十八番邸
(電話特、東四百二十九番)

吉 岡 平 助

本書大賣捌所

東京神田區裏神保町七番地

明

法

堂

同 同 一ッ橋通町

有

斐

閣

同 同 裏神保町六番地

濟

美

館

中

91

147

終

